

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第61号

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く補助対象設備の種類ごとに」を「窓の断熱改修及び一般住宅用充給電設備にあつては」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 補助金は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、一の住宅につき1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合
- (2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別表9に規定する財産処分制限期間を経過し、交換又は増設する場合

別表第1中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

別表第4家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、一般住宅用充給電設備の項を次のように改める。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の
--------------------------------------	--

	実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は附則第2項の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成23年野田市告示第189号）に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表9に規定する財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、設置する補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の同種の補助金の交付を受けていないこと。
--	--

別表第4電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の項の次に次のように加える。

一般住宅用充給電設備	(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。
------------	---

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。